

フロイデ友部デイサービスセンター  
(指定通所介護事業所)  
(第 1 号通所事業)  
運営規程

社会福祉法人 博友会

フロイデ友部デイサービスセンター  
指定通所介護事業所運営規程  
第 1 号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博友会が運営するフロイデ友部デイサービスセンター指定通所介護事業所及び、第1号通所事業（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員又は看護職員（以下「介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、利用者の地域における社会活動や地域住民との交流が促進できるよう、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 1 名称  | フロイデ友部デイサービスセンター |
| 2 所在地 | 茨城県笠間市鯉淵6526-19  |

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| 1 管理者                                 | 1名（介護職員と兼務）      |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を統括する。          |                  |
| 2 看護職員                                | 1名以上（機能訓練指導員と兼務） |
| 看護職員は、指定通所介護の看護の提供にあたる。               |                  |
| 3 介護職員                                | 5名以上             |
| 介護職員は、指定通所介護の介護提供にあたる。                |                  |
| 4 生活相談員                               | 1名以上（常時）         |
| 生活相談員は、利用者の日常生活の支援相談業務の提供にあたる。        |                  |
| 5 機能訓練指導員                             | 1名以上             |
| 機能訓練指導員は、通所者が日常生活を営む上に必要な機能訓練の提供にあたる。 |                  |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。  
ただし、利用者から時間延長の希望があった場合は、営業時間を超えて対応する。
- 3 年間の休日 なし

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、40名とする。

(指定通所介護及び第1号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 1 指定通所介護及び第1号通所事業の内容は、次のとおりとし、指定通所介護及び第1号通所事業を提供した場合の利用料は厚生労働大臣の定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、食事サービスにかかる食費は全額自己負担とする。

なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所内の見やすい場所に掲示する。

- ① 生活相談
  - ② 機能訓練
  - ③ 入浴サービス
  - ④ 食事サービス
- 2 介護保険給付の自己負担額を、別紙料金表により支払を受ける。食費、おむつ代、レクリエーション費、その他の費用等利用料も同様に別紙料金表により支払いを受ける。
  - 3 その他、指定通所介護及び第1号通所事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
  - 4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、笠間市、小美玉市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が守るべき注意事項

- 1 日課の励行 利用者は、管理者・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- 2 健康維持 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。
- 3 衛生保持 利用者は、施設の清潔・整頓・その他の環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- 4 身上変更の届出 利用者は、家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設管理者または生活相談員に届出なければならない。
- 5 施設内禁止事項 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
  - ① 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - ② 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - ③ 指定した場所以外で火気を用い、又は就寝しもしくは寝具の上で喫煙すること。
  - ④ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
  - ⑤ 金銭又は物品の頼み事をする事。
  - ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
  - ⑦ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

(苦情処理)

第10条 提供した指定通所介護サービス及び第1号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適正に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第11条 利用者に対する指定通所介護サービス及び第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第12条 介護職員等は、通所介護を実施中に利用者の病変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害・感染対策)

- 第 13 条 1 当事業者は非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに非常災害に備えるため定期的に避難誘導、その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事項の実施について少なくとも年 2 回以上の避難訓練を行うものとする。
  - 3 事業所内において感染症の発生を防止するとともに蔓延する事がないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため下記の措置を講ずるものとする。

- 1、専任者の選定（責任者：権利擁護委員会 委員）
- 2、虐待を防止するための職員に対する研修の実施（年 2 回）
- 3、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4、その他虐待防止のために必要な措置
- 5、事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(その他運営についての留意事項)

- 第 15 条 1 通所介護事業は、職員等の質的向上を図るための採用時研修の機会を 10 カ月間設ける。また、職員の尊厳や心身を傷つけるハラスメントを防止する対策に努め、ご利用者様やご家族様に説明を行い、関係機関との連携を図る。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人博友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 16 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供についての記録を作成し、それをサービス終了後 5 年間保存し、契約者若しくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 9 この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 10 この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。